

令和元年第2回上三川町議会定例会会議録

令和元年6月12日（水）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

令和元年6月12日～6月21日

町議会定例会会議録

令和元年6月12日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第4 報告第1号 平成30年度上三川町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第5 報告第2号 平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第6 議案第35号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第7 議案第36号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第8 議案第37号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第9 議案第38号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第41号 令和元年度上三川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 陳情第4号 精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める陳情

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

令和元年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、住民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま議長のご配慮によりまして、町長就任の挨拶のお時間をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

4月に行われました統一地方選挙におきまして、議員や町民の皆様を初めとした各方面からの力強いご支援を賜りまして、無投票により再選を果たすことができました。この席をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

5月29日から、引き続き、3期目の町政運営を担わせていただくことになりましたが、今後とも町民の皆様からお寄せいただいた信頼と期待にお応えするため、対話重視の姿勢を変えずに、全力を尽くしてその任に当たる所存でございます。私の公約に掲げました、未来を担う子供たちのため、安心して安全に暮らすために、活気ある生活と町の繁栄のためになどの公約を実行し、住みたい、住んでよかった、これからも住み続けたいと思っただけのようなまちづくりを力強く進めてまいります。

これからも議員の皆様のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。町長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 ただいまから令和元年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、お手元に配付のとおり、例月現金出納検査結果が、平成31年3月分から令和元年5月分までの3カ月分、提出されております。

また、組合議会関係では、平成31年第1回石橋地区消防組合議会定例会審査結果、及び平成31年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審査結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8番・稲川 洋君、9番・勝山修輔君を指名いたします。

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 本日招集されました令和元年第2回町議会定例会の会期、運営につきまして議長より諮問され、5月21日及び6月5日に議会運営委員会を開き、協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告2件、議案7件で、一般質問通告者については9名であります。また、陳情が、お手元の請願・陳情文書表のとおり、1件提出されております。

会期につきましては、本日6月12日から21日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案を上程し、そのうち議案第35号から議案第37号までの専決処分事項の承認については、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第38号については、人事案件のため、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第39号及び議案第40号については、提案説明後、質疑を行い、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

また、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

また、陳情1件につきましても、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案第41号の補正予算につきましては、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目と3日目は一般質問を行います。一般質問はくじで決定した順により、2日目5人、3日目4人といたします。

4日、5日及び6日は休会といたします。

7日目及び8日目は午前10時より常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、常任委員会の開会は午前10時でお願いいたします。

9日目は休会といたしますが、常任委員長の報告書作成日といたしますので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日とし、常任委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を終了したいと思います。また、最終日には、常任委員会等の視察研修に係る議員派遣及び

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終了いたします。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から21日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から21日までの10日間に決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長【田村 稔君】 ただいま出席している議員は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番・津野田重一君、11番・生出慶一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。氏名の記入をお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長【田村 稔君】 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長【田村 稔君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長【田村 稔君】 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。津野田重一君及び生出慶一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長【田村 稔君】 選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、有効投票14票、無効投票2票です。有効投票のうち、星野光利君13票、稲葉 弘君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、星野光利君が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長【田村 稔君】 ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された星野光利君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○議長【田村 稔君】 日程第4、報告第1号「平成30年度上三川町一般会計繰越明許費繰越計算報告について」及び日程第5、報告第2号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号及び報告第2号を一括説明いたします。

まず報告第1号「平成30年度上三川町一般会計繰越明許費繰越計算報告」につきましては、平成30年度一般会計のうち、地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費として、令和元年度に経費を繰り越したものの4件の繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第4項選挙費、栃木県議会議員選挙費の繰越額が32万5,000円、財源は全額一般財源でございます。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、道路整備事業の繰越額が1億9,678万3,000円、財源は国庫支出金6,050万円、地方債4,740万円、一般財源8,888万3,000円でございます。第4項都市計画費、富士山地区市街地整備事業の繰越額が180万円、財源は全額一般財源でございます。同じく第4項都市計画費、公園維持管理事業の繰越額が2,170万2,000円、財源は国庫支出金1,050万円、地方債940万円、一般財源180万2,000円でございます。

次に、報告第2号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告」につきましては、平成30年度公共下水道事業特別会計のうち、地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費として、令和元年度に経費を繰り越したものの1件の繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第2款公共下水道費、第1項下水道事業費、公共下水道事業の繰越額が3,900万円、財源は国庫支出金1,950万円、地方債1,750万円、一般財源200万円でございます。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号及び報告第2号につきましては、これをもって終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第6、議案第35号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」から、日程第8、議案第37号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第35号から議案第37号までの「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」は、一括してご説明いたします。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律の一部が改正され、その施行が平成31年4月1日及び令和元年6月1日でありますことから、本町におきましても、同様の措置として、町民税の寄附金税額控除における特例控除、軽自動車税の賦課徴収の特例、固定資産税において引用する地方税法附則の条項ずれ、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直し等を改正するため、条例の一部を改正することとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

以上で議案第35号から議案第37号までの説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに議案第35号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第35号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第36号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第36号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第38号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第38号「副町長の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

来る6月30日をもちまして、現副町長、隅内久雄氏が退職することとなるため、地方自治法第162条の規定に基づき、新たに和田裕二氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

和田氏は、栃木県職員として昭和56年4月に奉職し、定年退職された平成31年3月までの38年間、地方自治に尽力されました。その間、県民生活部長、経営管理部次長兼人事課長や保健福祉部次長などの栃木県における要職を歴任されるなど、行政経験が豊富であり、人格、見識ともにすぐれた方でございます。今後は、その卓越した行政手腕を町行政のために発揮していただきたいと考え、後任の副町長に選任するため、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第38号「副町長の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第38号は同意することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第10、議案第39号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第39号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定されております選挙長等の費用弁償額が改定されました。本町における選挙長等の報酬額につきましては、当該基準額に準じておりますので、報酬額を同様とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案についても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願い

いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第40号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第40号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害で被害を受けた世帯主に対し貸し付けを行う災害援護資金に係る利率等について、市町村の判断に基づき設定が可能となったことなどから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉弘君。

○14番【稲葉 弘君】 質問なんですけども、災害弔慰金ということで今説明あったんですけども、市町村の判断でできるということなんですけど、被災者に対してね、やはり税率ということで3%ということで、取るということなんですけど、やはりこれ、ゼロということにする、ということはできないんですか、市町村の判断ということで。この利率、どういう理由でね、利子を取るのかということで、それをお聞きしたいんですけど。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいまの、まず金利3%以内とするということですが、こちらにつきましては、国のほうの、まず、法律が改正されて、国のほうの法律は3%以内で定めろということになっております。今回、弔慰金につきましては、実際、お金の出どころといいますのは、国が3分の2、県が3分の1、その原資をもって、町が窓口となって貸し付けをするということになっております。ただ、これ、町のお金、貸し付けのときにはかからないんですが、これを仮に返済の際に借りた方が返せない場合には、その未済分については、町が肩がわりして県なり国に返すということとなっております。そのため、そのようなことがありますので、今回、保証人をつけた場合には、無利子ということで大丈夫なんですけど、保証人をつけられない場合には、1.5%ということで今回、条例の規則のほうで定める予定でおります。

この1.5%の理由についてなんですけど、今回、国のほうで、市町で定めろということですが、一応参考となるものとして、例えば東日本大震災のときの利率、こちらはやはり保証人を立てた場合には利率ゼロということですが、立てられない場合には1.5%ということで定めております。そのような例に従って、市町で定めろということでございますので、今回はそのようなもの

を参考に町のほうでは、ゼロではなくて、保証人がいない場合には1.5%を予定しております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁あったんですけども、やっぱり被災者ということになるとね、やっぱりこれからの生活、再建するということで大きな課題になってくると思うんですね。ですから、そういう点で、やはり、利率取るといことなんですけども、やはり、支援ということを考えればね、やっぱり一日も早く被災者の方が今までどおりの生活にできると、そういうことを支援するということになれば、やはり、利率はゼロにしてですね、市町村の判断でできるということなんだから、やはりそういうところですね、もうちょっと検討していただきたいということで、要望ですけども、そういうことでお願いします。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第12、議案第41号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第41号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかったものを補正するとともに、今後の財政運営の安定性、健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金では、プレミアム付商品券事業、放課後児童健全育成事業及び幼児教育・保育無償化事業に係る補助金を増額補正いたします。県支出金では、放課後児童健全育成事業及び農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る補助金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

次に、歳出につきましては、総務費では、プレミアム付商品券事業に係る委託料等及び固定資産税の修正申告に伴う還付金等を増額補正いたします。民生費では、放課後児童健全育成事業に係る委託料及び幼児教育・保育無償化事業に係る委託料等を増額補正いたします。農林水産業費では、農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る補助金を増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に5,976万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を112億5,976万円とするものでございます。

詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第41号「令和元年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書により、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額2,951万5,000円の増額につきましては、ことしの10月1日に予定されている消費税率等の引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和及び地域における消費を喚起、下支えするため発行、販売するプレミアム付商品券事業に係る補助金を見込むものです。同じく2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金、補正額1,402万2,000円の増額は、子ども・子育て支援交付金として、放課後児童健全育成事業において、長期休暇中の待機児童対策を実施するのに伴い、事業費が増額となるため、その3分の1、35万3,000円を、また、子ども・子育て支援事業費補助金として、幼児教育・保育無償化事業に係る導入経費負担分1,366万9,000円を見込むものです。

次に、15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費補助金、2節児童福祉費補助金、補正額35万3,000円の増額につきましては、先ほど説明いたしました放課後児童健全育成事業に係る県分の子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金357万円の増額は、近年の台風等により農業用ハウスに甚大な被害が発生したことから、災害被害の未然防止に向け、農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等を支援する農業用ハウス強靱化緊急対策事業で補助の採択を受けたことにより、増額補正するものです。

次に、18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の財源に充当するため1,230万円の繰り入れをするものでございます。

以上で歳入につきまして説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、歳出のご説明をさせていただきますが、事項別明細の説明に入ります前に、給与費明細書のご説明をさせていただきます。14、15ページをお開き願います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括して説明を行いますので、事項別明細書の中の給与費関係の説明は省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ご説明をいたします。14ページの補正予算給与費明細書、一般職、（1）総括の表になります。一番下の行、比較をご覧になっていただきたいと思います。職員手当の50万円の増でございますが、これは、ただいまの表の下の表、職員手当の内訳の表、上段の右から2列目、時間外勤務手当で50万円を増額するもので、国が新たに幼児教育・保育無償化事業を実施することになりましたことに伴い、事業量が増大する見込みとなっておりますことから、増額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 補正予算書の12、13ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、8目企画費、補正額2,951万5,000円の増額につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、消費税率等引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和及び地域における消費の喚起等を行うプレミアム付商品券事業に伴う経費を計上したもので、国庫による10分の10の補助事業でございます。

7節賃金では、一般事務補助員1人を半年分雇用する経費として84万8,000円を、11節需用費では、事務用品等の消耗品費21万6,000円や申請書、引きかえ券等の印刷代として20万4,000円を計上したものです。12節役務費では、申請書及び引きかえ券等の郵送料として103万1,000円を見込んだものです。13節委託料は、対象者抽出のため、電算処理及びシステム改修のための費用合わせて220万8,000円、また、25%のプレミアム分2万円購入で5,000円のプレミアムつきということで、4,500人分を見込んだ2,250万円を含め、プレミアムつき商品券の作成、販売に係る経費を2,500万8,000円を計上したものでございます。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 続きまして、同じページの2番目の表でございます。

第2項徴税费、1目税務総務費、23節償還金、利子及び割引料の諸税還付金の補正額1,340万円の増額ですが、内訳といたしまして、諸税還付金1,240万円につきましては、町内の企業から、固定資産税の償却資産において、過去の申告内容の修正申告の提出があり、過年度分を還付したことに伴いまして計上するものでございます。具体的には、建物として課税されている部分の建物の附属設備を償却資産の構築物としても申告していたことで二重課税されていたため、過納となったものでございます。

次に、還付加算金100万円につきましては、このたびの還付に伴い、各年度の納付の翌日から支払い日までで計算した還付金が生じたことから計上するものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,322万7,000円の増につきましては、ことし10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化に伴う経費及び放課後児童健全育成事業における夏休みと長期休み時の放課後児童クラブ利用児童増加に対応するための経費を計上したものでございます。

主なものをご説明させていただきます。13節委託料1,102万5,000円のうち、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援システムの更新、改修に要する経費といたしまして990万円、放課後児童クラブ利用児童増加に対応するための指定管理費の追加分といたしまして105万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費をご説明いたします。

19節負担金、補助金及び交付金の357万円の増額につきましては、補助率2分の1の国庫補助事

業、農業用ハウス強靱化緊急対策事業の採択によるもので、災害被害の未然防止に向けたイチゴ農家5件への農業用ハウスの補強や防風ネットの設置などの対策を支援するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 第14款第1項1目予備費4万8,000円の増額につきましては、端数調整でございます。

以上で令和元年度上三川町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉弘君。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけども、徴税費の中で、先ほど説明があったんですけども、諸税還付金ということで、建物の償却資産で誤ってたと、そういうことなんですけど、これ、建物、具体的にどういう建物で、何件ぐらいあったんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 今回の還付に伴いました償却資産でございますが、建物に附属していたものでございまして、具体的には動力配線設備と空調設備でございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 何件ぐらいあったか。税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 1件でございます。事業者は1件という意味でございます。

○議長【田村 稔君】 その他。10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 幼児教育無償化に伴う職員の50万の増、ありますけど、今説明受けましたが、ほとんど委託事業で、委託事業ということは、ほかに外注出すわけですよね？ そうすると、そんな50万も必要なのか。子育て支援課で、その、対応がどうなってるかわかりませんが、なぜこんな大金が必要なのか、委託する割には。それ、ちょっとお聞きしたいです。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 幼児教育無償化に関しまして、外注するものはデータの収集、対象児童とかを抽出するためのデータの収集等を委託するということではございますが、幼児教育の無償化に関しまして新たに発生する事務、具体的に申しますと、幼稚園に通っていらっしゃるお子さんの特定ですね、そういったものがございまして、とにかく幼児教育と保育、両方ですね、幼稚園と保育園、両方に通っていらっしゃるお子さんの中から無償化の対象となるお子さんを抽出して、その認定を行う作業がございまして、その認定を行う作業に関しましては、町の職員が行うということになります。その数が1,000人を超えるような見込みがございまして、事務の膨大な増加というのが予想されております。そういったことから職員手当の増加を見込んだものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 今、課長から説明がありましたが、幼稚園へ行ってる子供たちは町から補助金が出てですね、だから、全部そういうデータは把握してあるわけですよね？ 千何百人いても。そ

ういう観点から、何でそんな事務事業がかかるのか。把握してるわけでしょう？ 全部。子供たちが幼稚園行ってるっていうやつは。そこら辺をちょっとお聞きしたいです。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 具体的に幼稚園に通ってるお子さんについてお話しさせていただきますと、確かに今現在、幼稚園就園奨励費を幼稚園のお子さん、その親に対して補助金として支払っているものがございます。当然、その対象というものは、町のほうでも把握してるということになりますけれども、それ以外にですね、その方たちが無償の対象になるということは当然ですけども、それ以外にも幼稚園で行っております「預かり保育」、そういったものに対して、ご利用されてる方に1万1,300円だったかと思いますが、そういったものに対しての無償化というのも今回新たに発生します。そういったものを利用してる方の抽出、それから認定といった作業も新たに増えてくるということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 同じ質問になっちゃうんですが、2つほどあるんですが、子供に委託料で1,100万円を計上してますが、これは、システムやるのにしたって、今の話を聞くと、そうすると、新たな事務員を雇って、職員じゃない人にやらせるために人件費が要るんだっていう、これで総額で1,100万円も使うと、このお金がですね、そのまま子供に行きや何人分になるのかって。じゃ、子供に行くために、このシステムや何かをつくるのにこれだけお金をかけてたら、どんどん増えていって終わっていくわけだよね？ もらえなくなって、新しくまたもらいに来る。そのたびにこのシステムを変えていったら、このお金、永遠にかかるんじゃないの？

それと、これの対応ができないほど職員がいないということになるということは、それは町長に言って、人員でも何でも入れてもらうしかないじゃないですか。それか外注に出すとか。そうでしょう。毎回毎回補正でやってたんじゃ、どうしようもないってこと。

それからもう1つ、農業ハウスの5件分というのは、上三川に農業でイチゴをつくってる人は5件だけならこれで終わりなんですけど、いいんですが、これが10件も20件も、私は把握はしてませんが、30や50あるんじゃないかと思うんですね。これは申請をしたからもらえるんであって、申請をしない人はもらえないってことなのか、それとも、あなたは壊れてるから出してあげますよと言いに行って出すものなのか。そうすると、このシステムを知ってる人だけが利用して、システムを知らない人は永遠にももらえないでいるのかっていうことになりかねないと思ってる。たった5件でもってこれだけの金が、300万も出るわけだから、じゃ、これは知ってるのか知ってないのか、全員が知ってるというならこれで納得するんですよ。これが知ってるか知ってないか、明確に言ってください。2つ。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 まず幼児教育無償化に関連する委託料でございますけれども、ここに計上いたしましたシステム改修それから更新に係る委託料に関しましては、初期投資でございますので、今回限りということで考えております。それに伴う保守料2万3,000円につきましては、これはランニングコストになりますので、次年度以降もかかることとなります。ですので、委託料そのもの

自体が今後このような大きな数字で毎年毎年かかっていくということではございません。

人員不足につきましては、7節の賃金、それから先ほど申し上げました時間外手当もそうですし、そういったところで職員に対する経費を計上しているようなことでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 ただいまのご質問でございます。この事業につきましては、平成31年1月にこの事業の説明がございまして、第1次要望を1月29日に取りまとめるためにですね、JAうつのみやイチゴ部会などに呼びかけをさせていただきまして、導入する意思があるかどうかを確認したところでございます。2次要望としましては2月に、1次要望でご検討されて結論が出ない方もいらっしゃいましたので、翌月に2次要望ということで取りまとめをさせていただきました。イチゴ農家につきましては全農家に周知したというふうに認識をしております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、全員が知ってるであろうということで、知ってるか知ってないかは上三川町のことでありますから、知ってるか知ってないか、局長はご存じなんでしょうか。それとも、JAのイチゴの部会に言ったから全員が知ってるであろうということで判断してるのか、それだけちょっと聞かせてください。

○議長【田村 稔君】 農政課長。

○農政課長【小池光男君】 JAうつのみやにお願いした経緯はございます。私みずからが現時点では確認していませんが、周知はなされてるというように考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 どうせ補助金や何かでやることなんだから、みんなができるように、あなた自身も、部会だけに任せるとかJAだけに任せるとかじゃなくしてですね、部会に行って、こういうことがあるんだと、もしこれからまた台風が来たりなんかしてだめになってしまうようなところがあれば、今のうちに補強してくださいというようなことも行政の一環じゃないかと思うので、ぜひそのようにやっていただきたいと思って、終わりです。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第41号「令和元年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第13、陳情第4号「精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める陳情」については、お手元の請願・陳情文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第39号及び議案第40号及び陳情第4号については、6月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第39号及び議案第40号及び陳情第4号については、6月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日13日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時02分 散会